

令和3年度播磨町学校給食審議会（第1回） 会議録

1 開催日時

令和3年6月21日（月） 午後1時59分～

2 場 所

播磨町役場第2庁舎 3階会議室1

3 参 加 者

出席委員

会 長 福 本 恭 子

副会長 江 草 誠

委 員 西 川 優 子

委 員 吉 谷 千 尋

委 員 小 林 昭 仁

委 員 水 野 洋 子

委 員 柳 内 靖 子

事務局

教育委員会教育長 浅 原 俊 也

教育委員会理事 武 田 健 二

教育総務グループ統括 堀 江 昌 伸

教育総務グループリーダー 田 中 茂 治

同グループ管理栄養士 上 田 智 世

同グループ主査 北 村 望

4 運営事項の確認等

(1) 委員の委嘱

(2) 自己紹介

(3) 会長及び副会長の互選

(4) 諮問

(5) 事務説明

5 審議内容

(1) 保護者の意見聴取方法について

## 令和3年度播磨町学校給食審議会（第1回） 会議録

○事務局       ただいまから、令和3年度第1回目となる播磨町学校給食審議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、播磨町教育長から御挨拶申し上げます。教育長、お願いいたします。

○教育長       皆様、こんにちは。

今日は梅雨も一休みというところで、まるで夏のように暑い日になっております。そんな中でも、ふと目に留まるアジサイの花に、心を癒されるような今日この頃ですけど、今日は暑い中、また何かと御多用の中、学校給食審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

平素は、播磨町の教育並びに学校の運営などに御尽力、御協力いただいておりますこと感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生してから、1年と半年余りになります。再延長された3度目の緊急事態宣言も昨日で終わりました。しかしながら、引き続き、まん延防止等重点措置区域に指定されておりました、ワクチン接種は進んでいるものの収束の見通しはなかなか立っておりません。

今回の緊急事態宣言においても、学校は休みとはなりませんでしたが、学校行事などが延期や中止となっております。給食も制限がある中で摂る、といった状況となっております。こういった感染症対策を行った学校生活は、当分の間続くものというふうに思われます。

さて、播磨町では、平成23年の1月から業者委託による中学校給食を実施してまいりました。現在、小学校の給食施設の老朽化によりまして、給食棟のリニューアルを順次実施しております。令和2年度には、蓮池小学校と播磨小学校の給食棟を新築いたしました。

また、この給食施設の更新にあたって、中学校との親子給食を行うこととして、今年の1月から、播磨小学校と播磨中学校で実現をしております。来年度から、播磨南小学校と播磨南中学校の親子給食の実施に向けまして、現在、南小学校の給食棟の建て替え工事を実施しております。このように、衛生的、安全でおいしい給食の提供に努めているところであります。

また、現在、学校給食費の公会計化に向けて鋭意検討をしているところです。この公会計化に当たりましては、諸制度の調整を図っていく必要があります。そこで、学校給食についての重要な事項について調査、審議をいただきたく、当審議会に4つの

項目について諮問をさせていただきたく存じます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところまた答申の時期の比較的長いスパンになりますけれども、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

本町のより良い給食整備の構築に向けお力添えをいただきますようお願い申し上げます。まして挨拶とさせていただきます、どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局**           ありがとうございました。

それではお手元の次第に従いまして、進行させていただきます。座って議事進行いたします。失礼いたします。

初めに、委員の委嘱を行います。皆様のお手元に委嘱状を置かせていただいております。お手元にございますでしょうか。

委嘱につきましては、本来であれば直接お一人ずつに交付させていただくものがございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環としまして、机上に置かせていただくことで、交付に代えさせていただきますことを御了承ください。万が一、机上配布しました委嘱状のお名前等に誤りがある等、失礼ございましたら、お申しつけくださいようお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、播磨町学校給食審議会設置条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされておりますが、本日は、皆様御出席いただいておりますので、先ほどの委員の委嘱をもちまして会議が成立することを確認いたします。

続いて、自己紹介に移ります。恐れ入りますが、席順に反時計回りの順番で、一言ずつ、自己紹介をお願いします。それでは、お願いします

～自己紹介については、議事録への記載を省略～

**○事務局**           それでは、続きまして、会長及び副会長の互選を行います。

播磨町学校給食審議会設置条例第6条第1項の規定では、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるとされておりますが、どのように決定させていただきますらよろしいでしょうか。

なかなか、今日が初対面ということもありまして、互選というところが難しいかと思っておりますので、事務局であらかじめお声かけさせていただいております方に、会長、副会長をそれぞれにお願いできればというふうに存じますけれども、事務局に一任いただいてもよろしいでしょうか。

御異議ないようでしたら、挙手にて御賛同ください。

(挙手多数)

挙手多数ということで進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局に一任いただきましたので、事務局案を発表いたします。会長としまして兵庫大学の福本准教授に、副会長としまして播磨中学校の江草校長に、それぞれ御就任いただければと存じます。

配布資料1、播磨町学校給食審議会委員名簿の福本准教授の一番右の欄に二重丸を、同様に江草校長の一番右の欄に丸を御記入ください。

それでは、会長と副会長につきましては議事進行席、正面の席の方に移動してくださいようお願いいたします。

自己紹介で御挨拶をいただいておりますけれども、就任に当たりまして、会長から一言御挨拶いただけましたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

**○会長** 先ほども、少しお話させてもらったのですが、兵庫大学の健康科学部に在籍しております。管理栄養士、栄養士の養成施設に所属しております関係上、このような形でお話いただいたというふうにお聞きしております。

ただ、私もあんまり、先ほどの校長先生と同じように食べる物にはすごく興味がありますけれども、こういう堅苦しい部分、なかなかちょっと私も苦手な部分なので、どのように進行できるか、ちょっと私も不安な部分がありますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

**○事務局** ありがとうございます。

続きまして、学校給食審議会への諮問を行います、教育長、お願いいたします。

**○教育長** 諮問第1号

令和3年6月21日

播磨町学校給食審議会会長様

播磨町教育委員会

播磨町学校給食審議会設置条例第3条の規定に基づき、下記ととおり諮問します。

記

学校給食の実施に関する重要な事項についてでございます。

別紙といたしまして、1、諮問理由でございます。

本町では、昭和29年に制定された学校給食法に基づき、同法が定める適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深めること等の7つの目標を達成するために、町立小中学校において学校給食を実施してきました。

また、学校給食の実施体制については、平成29年に策定した播磨町学校給食施設

整備基本方針に基づき、学校現場での取り組みについては、食育基本法に基づく市町村食育推進計画に位置付けられている、はりま健康プランの食育推進計画に基づき、それぞれ効率的・効果的な整備・運用に取り組んできたところです。

他方、食材物資の調達や調達原資となる学校給食費の徴収管理については、教育長、学校長、PTA会長等の理事により組織される播磨町学校給食会が担ってきた経緯があり、今般、文部科学省が令和元年に作成した学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを参考にした、学校給食費の徴収管理の公会計化の実現及びそれに付随する制度の調整を図るに当たっては、今後、本町として、どのように学校給食を実施していくかについて、本町としての考え方を、整理・検討する必要があります。

以上のことから、播磨町学校給食審議会に対し、本町の学校給食の実施に関する重要な事項について、下記の項目を総合的に調査・審議いただきたく諮問いたします。

2、答申を希望する事項でございます。

- (1) 播磨町学校給食基本方針(仮称)について
- (2) 学校給食費の額の妥当性について
- (3) 学校給食の申込方法について
- (4) 保護者の意見聴取方法について

3、答申を希望する時期でございます。

- (1) 播磨町学校給食基本方針(仮称)については、令和5年2月頃。
- (2) 学校給食費の額の妥当性については、令和4年3月頃。
- (3) 学校給食の申込方法については、令和4年7月頃。
- (4) 保護者の意見聴取方法については、令和3年10月頃をお願いしたいと思っております。

諮問は長くなりましたけれども、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局            ありがとうございました。

続きまして、事務局から事務の説明をさせていただきます。

皆様の議論の前提をそろえるために、先ほど教育長が読み上げました諮問の中で、触れておりました学校給食費の公会計化について説明いたします。資料3、学校給食費の公会計化についてを御覧ください。

資料のほうは、2ページ目以降を使って御説明差し上げます。資料の右下のページ数で言う2ページ。スライドの番号で言いますと、スライドの1番です。まずこちらから説明差し上げます。

資料には簡潔に記載しておりますけれども、学校給食費の公会計化とは、給食費収

入ですとか、食材費を購入するための支出というものを、播磨町の予算に計上して運用する方式ということで整理をしております。

ここで、町の予算に計上するという事としております費用について若干補足説明をさせていただきますと、学校給食に必要な経費というところで、学校給食法という法律では、施設整備費と修繕費、人件費は公費負担。それ以外の経費は保護者負担と、ざっくり規定をされております。

播磨町では、従来から法令による区分に加えて、光熱水費ですとか、備品費などの費用も町が負担をしております。そして、保護者の皆様からは食材費のみを、御負担いただくという体制で運用をしております。

したがって、町の予算に計上するという表現の中には、給食費収入ですとか、食材購入費の支出の予算に加えて、これらに付随する必要な経費、例えばとしまして、給食費の徴収管理システムに関する経費ですとか、口座振替手数料、口座振替依頼書の印刷費ですとか、学校給食申込書などを用意しましたら、そういったものの印刷費。業務負担増加に伴う人件費などといったものが、町の歳出予算に純粋に増加するような形で、計上されることになります。

保護者の皆様が負担する給食費というのは、食材料の実費負担的な費用になりますので、給食費収入というところと食材費の購入費というものは、つり合いがとれるような形になりますので、予算上は町の歳入という収入の予算に給食費が計上されますけれども、食材費を購入するための購入費、歳出予算に充当される特定の財源になりますので、実質的には町の収入額が増えるということはありません。

この同じスライドの中段に記載しておりますとおり、播磨町では現在、播磨町学校給食会という組織が、給食費の徴収ですとか食材費の支出というところを行っております。今この方式というのが、いわゆる私会計と呼ばれています。

資料の後段に※で注釈を入れておりますけれども、播磨町学校給食会というのは、教育長や学校長、PTA会長などの給食関係者で構成されておまして、先に説明しました給食費の徴収や食材費の購入という支出につきましては、実質的には小学校給食は各小学校で、中学校給食では教育総務グループのほうで、それぞれ通帳管理という形で、実務を担っているという現状がございます。

続いて、スライドの2ページ、資料のページ数は変わらず、目線を下げただけならと思います。

こちらで私会計の問題点と書いておりますけれども、学校給食費の公会計化というものを目指す背景の一つとしまして、私会計での運用に存在しています複数の問題点というものが挙げられております。

この資料では一般的に指摘されている問題点について説明をしております。

1については、記載のとおりになるのですけれども、播磨町でありますと、小学校が主に該当してきます。

こちらは教員にとっては、学校給食費の徴収管理業務というのが、組織として徴収業務の専門性を有していないというところですが、電話や戸別訪問などの昼間の時間帯は保護者様が不在でしたり、実際、教員の方も授業というところで、仕事であるというところがありまして、夜間に実施せざるを得ないというところで、肉体的、精神的、また時間的にも負担が多いという状況があるというふうに伺っております。

2について、口座振替先の指定など一定の制限があるということについて、少し説明させていただきますと、播磨町の場合、小学校給食費は但陽信用金庫さん、中学校給食費はゆうちょ銀行さんというふうに、口座振替に対応いただける金融機関というものが指定されております。

小学校給食費につきましては、但陽信用金庫さんの善意で、振替手数料は免除いただいているという実情があるのですけれども、中学校給食費については、振替手数料というものが実際に生じておりまして、この費用は現在保護者の、各々の御家庭に御負担いただいているという状況がございます。

また、残高不足が多いのですけれども、口座振替が不能であった場合、学校給食費が現状公金ではございませんので、播磨町がもっております納付書を使って、入金をお願いするというような方法が取れませんが、小学校給食費であれば、小学校に直接納付、また、中学校給食費ということであれば、教育総務グループに直接現金を持参いただかないといけないという事態が生じております。

3番です、学校によって徴収手法が異なるという点については、記載のとおりにはなるのですけれども、播磨町の場合は主に小学校というのが該当します。学校によって給食費徴収方法、手法というところ、特に電話や訪問、文書での入金催促に対する取組というところが、異なっているという現状がありまして、統一した対応指針というのがなかなかお示しをさせていただいても、校長先生の異動ですとか、ノウハウが継承できなかつたりというところもございまして、なかなか一貫性、統一性のある対応ですとか、記録の引継ぎができていないというところが見受けられるような状況になっております。

そして、4番については、その他としておりますけれども、括弧書きに提示されるような、いわゆる法令遵守、コンプライアンスに関する問題ということになります。あくまで一般論ということにはなりますけれども、学校給食法では、学校給食の実施というのは、学校設置者の努力義務ということで規定をされておまして、学校給食

を所掌しているのは教育委員会。実際に給食提供、実務を担っておるのは学校現場、播磨町を例に見ますと、給食費の徴収、食材の発注、それから食材料費の支払いというのは、独自に設置しております学校給食会ということで、法的な面で、誰がどういった権限、任務を保持しているのかというところが、なかなか整理されていない状況というものが指摘されています。

また、私会計である場合につきましては、原則として、給食費を徴収した収入、実際にある現金の中から、食材納入業者さんへの支払いを行いますので、未収金が生じた場合は、支払い遅延や債務不履行、実際に払えないというようなことが起こる可能性であったり、万が一にもそういった事態を起こさないようにというところで、安価な安い食材使用に偏ってしまう可能性があるというところで、献立作成上の問題というところも指摘されるような状況になっております。

資料3 ページです。スライドも3 ページでございます。公会計化の効果というふうにさせていただいております。この資料では文部科学省が令和元年7月にお示ししております学校給食費徴収管理に関するガイドラインに、記載されている公会計化の効果というものを説明させていただいております。

大雑把に説明させていただきますと、先に説明させていただきました私会計の問題点というものを、一定程度解消できることが期待されています。

1 につきましては、他の地方自治体の例として、1校当たりについて年間190時間程度の業務削減効果が、見込まれるということが例示されております。

2、保護者の利便性の向上という点につきましては、給食費の公会計化に伴って給食費を公金として取り扱うことができるようになりますので、例えば、保育料などと同様に町と契約をしております複数の金融機関さんを口座振替先として、保護者の皆様が御指定いただけたりとすとか、納付書を使用した金融機関窓口払いというところが可能になったり、通例としましては、ほかの公金の取り扱いと足並みをそろえるということであれば、口座振替手数料というのが、今は、中学校は保護者様に負担していただいておりますけれども、こちらが公費負担になりますというところが、保護者様のメリットになるかなというふうに捉えております。

3番につきましては、徴収管理業務の効率化としておりますが、小学校がおのこの実施しております給食費の徴収管理というのが、教育委員会の事務局で一本化されることとなりますので、一定程度の効率化が図られるのかなというふうに認識をしております。

こちらにつきましては、県費負担職員である教職員の業務というのが、播磨町行政職員の負担にまるまる移行するというところと同義になりますので、実質的に町の人件



費が増えるということには、なってまいります。

4番についてはその他としておりますけれども、給食費の公会計化というのをすることで、町の各種監査の対象となったりですとか、予算の議決を必要とするような状況になってまいりますので、必然的に第三者の眼が入ってくるというところと、議会で議案を上げさせていただいたりというところで、公に明らかになりますので透明性がかなり向上しますし、効率的な徴収というのが実現しますと、滞納が減少することが期待されることになりますので、公平性の確保というところにつながるということが効果として挙げられます。

また、同時にですけど播磨町の予算に計上させていただきますことで、給食費の徴収が万が一滞って未収金が発生したとしても、歳出予算いわゆるお金を出すほうですね、そういう予算をあらかじめ確保されているので、業者さんに対してもお支払いというところは影響がなくて、子供たちに安定的に学校給食というのを、提供することができるような体制が構築されます。

ずっと喋っていて申し訳ないのですが、スライドでいくと4ページです。資料3ページ下側です。

公会計化の検討課題という点で、皆様の議論に必要な部分に近づいているのですが、公会計化に当たって慎重な検討を要する課題を列挙しております。順に説明させていただきます。

1番につきましては、例規の整備というところで、皆様に直接の関係があるわけではないのですが、ざっくり申しますと、学校給食費を徴収する根拠というものを設けさせていただいたりですとか、法的に誰がどのような権限、任務を保持しているのかというところを確認したりですとか、それらの法律などに基づいた体制整備というのをさせていただくことになります。

2番の徴収・管理業務というところでは、こちらに関しても、先ほどから折に触れて説明させていただいておるのですが、公会計化に伴って教職員、先生方の負担というのが、町の行政職員の業務負担になりますので、行政職員がするにしても、より効率的な業務改善を取らなければならないというところで、そういった業務に対しての体制整備も必要になってくるというところになります。

3番の食材料の調達という部分については、こちらは当たり前のことですが、今後町が契約をさせていただきまして、費用を支出、支払っていくということになります。ですので、当然地方自治法ですとか、同施行令、同施行規則、町の財務規則など、様々な法律、法令等に基づいて契約をしていくということになってまいります。

しかし、今日の審議にもつながってくるのですけれども、学校給食衛生管理基準という文部科学省が出している基準では、献立作成時ですとか食材選定時に保護者その他の関係者の意見を尊重することというような求めがございまして、現状の播磨町学校給食会では、年度当初に通年、年間を通しての単価契約というのを契約して、毎月作成される献立の品目に応じて、指定の業者さんに発注しているという実態がございまして、そのあたりも今の状況も踏まえながら、より法令遵守した形というところを検討していく必要があると思います。

今の1から3につきましては、例規を整備するとか、町の財政状況等を踏まえて内部で検討させていただくことになるのですけれども、4番の学校給食会ということにつきましては、今後給食費の公会計化ということが実現をしますと、給食会の役割というものが、今まで大事なところを担ってきていただいた組織ではあるのですが、今後は役割が希薄になっていくというところもございまして、大きく分類すると今後どのように給食会を、状況によっては当然廃止ということも含めて検討していかないといけませんし、今給食会が保有している債権、あるいは債務というところをどのように整理をしていくとか、どういうふうに取り扱っていくのかというところの2点を課題として、検討・整理していく必要があります。

ただ、こちらの学校給食会としての検討と、それを町がどのように受け入れるのかということで、給食会の検討と町との協議ということで、また別の議論が必要になってくるのかなというふうに伺っております。

5番、その他重要な事項について、次のページを使って、こちらが審議会のほうで議論という内容です。

その他重要な事項につきまして、先ほどまでの資料としましては、行政関係者が主体的に検討させていただいて、一定の権限をもって、あくまで町として対応に臨んでいけばよいということでしたけれども、この資料5ページ、その他重要な事項として記載している課題というのは、あくまで学校給食の提供を受けるお子さんたちが、直接かつ重大な影響を受ける事項でもありますので、保護者の代表の方、今日お越しいただいている方ですとか、有識者の先生というところの関係者で、合意を形成していただいて、一定の意見に基づいた対応というのが必要となると考えております。

次は、少し専門的な話にはなってはしまいますけれども、地方自治法に基づく、教育委員会が附属機関として設置しました、この学校給食審議会に教育委員会から聞きなれない単語ですけれども、諮問ということで御意見を伺い立てさせていただきまして、それに対する答申ということで、あくまで会として取りまとめていただいた御意見というのを頂戴することで、その答申内容を踏まえて、今後の対応というところを、

方針として決定していくということにしております。

順に、掻い摘んだ説明をさせていただきますと、1番、学校給食基本方針（仮称）についてというところに関しましては、まだ、現状として播磨町には存在しておりませんが、学校給食基本方針というような方針を設けるか否かというところも含めて議論いただきまして、設けるということになりましたら、例えば、どのような内容とすべきかということ、議論いただくということになります。

学校給食につきましては、転校ですとか転居というようなことがなければ、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育の9年間影響を受け続けるようなものになりますので、その根底にあたる理念や目標というのを、一つの例で言いますと、町長の交代ですとか、校長先生の異動等の影響によって大きく方針が変わる、ぶれるというようなことは避けたほうがいいのではないかとというようなことを考えております。したがって、基本的な方針というものを制定して、その基本方針にしたがって、安定した学校給食というのを実施する必要性があるのではないかなというようなところで検討課題として挙げさせていただいております。

2番につきましては、学校給食費の額の妥当性についてです。

先ほど、私は会計の問題点ということで、説明させていただきましたけれども、私会計の場合は給食費の収入の範囲内でしか、いわゆる既に徴収した現金の中でしか、食材料の購入費用を捻出することができなかつたり、学校給食会の法的な管理者というのが明確でないというようなことで、物価が高騰したりですとか、消費税率が増加した際に、適切に価格設定ができていないとかなかなか言いがたい状況というのがございました。

価格設定が適切でないということになりますと、献立で使用する品目、食材ですね、これらの傾向がより安く、高エネルギーというような形で、食材料や栄養素を摂取しやすい食材料、より効率的に取れるものに食材料が偏っていく、特定の物品が使用頻度が高くなるというような状況が出てきまして、結果的には、献立が偏り易くなる、世代によっては給食の品質が下がっていく、同じ給食費でいきますと、物価が高騰したときには、安く抑えるために質素なものになってしまう原因、状況が作り出されてしまうということになっています。

献立が偏るということで、子供たちに対しての食育推進という立場でも好ましくないというような状況がありますので、可能な限り偏らないようにということで、例えば、同じ食材料を使っても飽きないような調理方法をするというようなところで管理栄養士、栄養教諭、調理員と工夫はしておりますけれども、これらの努力、頑張りだけで、そのまま体制を維持し続けるということが果たして妥当なのかというところで、

給食費の額というのを定期的に見直すような形をあらかじめ、どれぐらいのスパンで見直しましょうかということも含めて、見直し方法などもあらかじめ決めておくということが重要じゃないかということを考えております。

3番についてです。学校給食の申込方法についてです。少し難しい話になりますけれども、学校給食の提供と学校給食費の徴収ということの法的な関わり、性格としましては、一般的には民法という法律に基づく売買契約に該当すると言われております。この法的な性格というのは、今は私会計ですけれども、公会計、町の会計に入ったからといって、変わるものではありません。

したがって、公会計化に際して、極端な話ですけれども裁判所への支払督促手続の申立て、訴訟関係の訴えを起こすときなどに備えて、どのような形で売買契約を締結したのかというようなところを、いわゆる書面化するためには、どういうものを出していただく必要があるのかを検討する必要がありますので、理解として挙げさせていただきます。

そして、最後です。4番、保護者の意見聴取方法についてというところです。こちらは本日の議題ということになりますので、後ほど具体的なところについては、御説明させていただければと思います。

最終ですね、4ページの6番、スケジュールイメージということになりますけれども、こちらにつきましては、あくまで大雑把なイメージとして共有いただければという資料になります。

令和5年の4月からの給食費の公会計化の実現を目指して、現在、鋭意検討させていただいているところです。そこに向けて、本日説明しました各種課題について対応というのを、皆様で御検討いただいて、準備を進めていこうというものになります。

ですので、この審議会で検討を進めていただいて、一定の段階ごとに答申を頂戴しまして、準備してお返りするような事項もあれば、タイムスケジュール的に並行して、検討準備をさせていただいて、頂戴した答申結果、あるいは提案、提言に基づいて、調整、カスタマイズをさせていただくというようなこともあろうかと思っております。

ですので、いただいた御意見によって、スケジュールは多少変わっていくのかなというのは織り込み済みということで、議論いただければというふうに考えております。

今年度ですけれども、簡単なスケジュールといいますか、皆様に影響があるところで言いますと、今年度、令和3年度につきましては、教育委員会からの諮問に基づいて、大きく4つの事項をお示しさせていただきましたけれども、今年度のスケジュールとしましては、今回の議論と、次の2回目の議論とで（4）の保護者の意見聴取方法、御意見をどのように聞かせていただくべきかというところについて、そして、3

回目と4回目の審議会で、学校給食費の金額の妥当性についてというところを、それぞれ調査・審議いただきまして、順次一部答申をいただくというような流れになるものと想定しております。

当然、審議の進捗状況によっては、予定の前倒しですとか、審議期間の延長等もあり得るというふうには考えておりますので、御了承いただければと考えております。

大変長くなってしまったのですが、今までのところで、何か御質問とございますか、不明な点ですとか、ここをもう少し掘り下げて説明願いたいというような事項がございましたでしょうか。

当然、審議が始まってからでも結構ですので、それはまたありましたらおっしゃっていただければと思います。

事務的な説明をまだ続けさせていただきます。

次は、審議会の開催形式についての説明になります。この審議会につきましては、原則として公開審議である、いわゆるオープンな審議で、議事の概要は公表するということを想定しております。ですので、公開審議、議事内容を公表ということを行いますので、発言される際には、個人情報ですとか、企業のもし秘密に当たるようなことがございましたら、そういった内容を発言には、十分御注意、御配慮いただくようお願いいたします。

ただ、公開としてはおりますけれども、審議内容、先ほど訴訟云々というところに関わってくるのですけれども、審議内容のうち一部の事項については、少し慎重な審議、あまりオープンにできない審議というのがございますので、その際は、非公開での審議で、議事内容も非公表ということということで進めてよろしいか、皆様に御意見を伺いさせていただきますので、また、議事の決定の際には御協力、御理解くださいますようお願いいたします。

長々と説明させていただきましたけれども、事務の説明につきましては以上で終わらせていただきます。

後先になってしまったのですけれども、播磨町学校給食審議会設置条例第6条第2項の規定では、会長が会務を総理することになっておりますので、ここからの議事進行に関しましては、会長にお任せさせていただこうと思います。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○会長        それでは、次第に従いまして、審議事項の審議に移りたいと思います。本日の審議事項について、事務局からの説明を求めます。

○事務局        事務局から、本日御審議いただきたい事項について、説明をさせて

いただきます。

右上の番号、資料4をさせていただいております、保護者の意見聴取方法についての1ページ目、表面を御覧ください。こちらに記載させていただいている内容を読み上げたりですとか、補足するような形で説明をさせていただきます。1ページの上部です。

文部科学省が示しております学校給食衛生管理基準という基準の中では、献立作成という分野と、学校給食用食品の購入という分野については、保護者その他の関係者の意見を尊重することと規定されております。

今までは、播磨町学校給食会の献立委員会という専門部会で、保護者を代表する方ですとか、学校長、栄養教諭などの関係者で合意形成を行いまして、柔軟に運用しながら献立作成や学校給食用食品の購入ということをしておりましたが、今後、学校給食費が公会計化すると、町ですとか教育委員会が法律や条例、規則などに基づいて厳格に対応していく必要というものがあることから、現行と同じような運用というのを維持していくことは困難な状況になっております。

そこで、後ほど説明しますが、今までの運用を踏まえながら、今後の新しい体制というのを構築していくために、今後、どのような方法で保護者の方から御意見頂戴すべきかということについて、播磨町学校給食審議会での御審議をお願いさせていただきます。

この資料の真ん中に書かせていただいております、概要図を現在の体制として見ただております。この図の下に、5つほどポツを入れさせていただいておりますけれども、簡単に説明をさせていただきます。

今の学校給食会、献立委員会というところに関しては、各学校のPTAの代表者を通じて、保護者の意見を聴取している体制だという位置付けです。

担当学校のPTAの会長さんは、小学校がお二人、中学校がお一人ということで、学校給食会の構成員として御参加いただいておりますので、御参加いただいている会議の場で、出席者については、意思表示をする機会が確保されておまして、また、実際の決を採るときに、議事の決定に直接関与できるという形で、直接関与ができる体制だというふうに認識をしております。

柔軟な運用が認められている、私会計ということもありますので、給食会のほうでは、代理出席ということも認められている状況にあります。学校給食会(献立委員会)に関しましては、大体月に1回程度の開催ということで、御協力をいただいております。献立の内容ということにつきましては、この委員の皆様ということと関係なく、播磨町公式ホームページ上に、公開しておりますので、誰でも閲覧ができるという状

況です。

そのほか、新型コロナウイルスの関係で、昨年度に関してはそうではないのですが、大抵年1回程度の頻度で、学校給食展というものを開催しております、町民の方や学校関係者の方であれば、学校給食も実食する機会というのが、与えられているというような状況です。

裏面です、資料4の2ページ目を御覧ください。

今の体制における課題点を整理していると考えていただいても差し支えないのですが、現行の体制を維持、万が一できたとしても残る課題点ということで、4つほど記載をさせていただいております。

1つ目としては、学校給食会で意思表示の機会、意見を言う場は与えられているというものの、実際会議の場で専門職の構成員を目の前にして、献立に対して何か御意見、発言ができるのかと言われると、なかなか率直に意見が言えないという心理的なハードルというのがあると聞いています。

2つ目としては、学校給食会の開催頻度、月に1回程度のところと、PTAの役員会ですとかその他の会合の開催時期との都合で、これは保護者の代表として参加はしているものの、PTA全体の総意かと言われると、御出席いただいている会長さんの立場としても、一保護者として意見を言っているのか、PTA、そのほか皆さん多くの子供たち、多くの保護者の方の代表として意見を言っているのかというところで、なかなか葛藤があるままで御発言をいただいているという状況があると思います。

3つ目としましては、担当学校のPTAの会長さんが御出席いただいておりますので、担当学校以外のPTAの会長さんと連携が円滑に取れなかった場合、担当学校以外のPTAの意見というのが、反映されないということになるのではないかと思います。

どこまで配慮すべきかという議論はあるのですが、4つ目としては、PTAの未加入者は、議事の決定に直接関与できていないのではないかと思いますの御意見。

これは現状、私会計として運用させていただいている学校給食会の役員として経験された方から、こういった御意見があったということで、認識している課題であります。後の審議で、また現在役員をされている方のご発言、思いということも、一言といいますか、御表明いただければ参考になるかなと考えております。

このあたりのところも整理しまして、事務局として、この審議会で今後の体制構築に向けて、御検討いただきたい内容というのを整理しております。極端な話、端的に申しますと、文部科学省が求める保護者の意見というのは、献立作成と、学校給食用

食品の購入という、それぞれの分野について、①直接関与する体制というのは、必要なのか。それとも②間接的に関与する体制で十分なのか、意見を聞いたということになるのかというところについて、関係する皆さんの御意見を頂戴したいというふうに考えております。

それぞれ、①と②について説明しますと、先ほどのお話でも少し触れましたが、直接関与する体制というのは、意思決定を行うタイミングで、ちゃんと自らの意見を表明するチャンスが与えられていて、その意思決定に直接影響を与えることができる、多数決等になりましたら、1票を入れることができるというところで、そういうことができる体制というのを意図しております。この献立委員会の構成員に保護者の代表が組み込まれているというのは、こういった直接関与する体制だと認識しております。

②の間接的に関与する体制というのは、自らの意見を表明する機会、いわゆる意思を表明したりですとか、御意見を発する場というのはいかしの方法で与えられていて、当然、その意見というのは尊重はされるのですけれども、実際何かを決めるタイミング、意思決定するタイミングにあくまで構成員ではないので、居合わせることはできないというような体制をしております。

具体例で言いますと、保護者の方ですとか、学校教員の負担を考えると、そこまで頻繁にということではなく、一定周期ごと、恐らく年に1回とか2回とかになるかと思うのですが、PTA宛てに意見を求める文書というのを発出させていただきまして、取りまとめていただくなり、役員の方で煮詰めていただくなりということで、何かしらの御意見を返していただくという体制ですとか、今もやっております、学校給食展などとかいうものを、今後も実施させていただいて、そういう場でフリー欄といいますか、アンケートを実施させていただいて御意見は頂戴できる、実食をした後に御意見を言える場というのを設けさせていただくということであるとか、あと、献立委員会が、今とは違う形になりましても、学校長の代表者のどなたかに御出席いただくことになりかと思定しておりますので、その構成員である学校長を通じて、意見を言えるような体制というのを、新たに検討させていただこうというような体制などが、具体的には考えられるかなというふうに考えております。

以下につきましては、学校給食衛生管理基準ということで、文部科学省が示しております、参考条文というのを関係するところだけを、ピックアップして載せているようなシートになります。

以上で、本日御審議いただく際、保護者の意見聴取方法についてというところに関する説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。



○会長       ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問等がおありになる方はお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

発言されていらっしゃらない、こういう場なのでなかなか難しいこともあるかと思うのですが、いろいろ長々と、いろんな細かい難しい言葉がいろいろあって、なかなかなじめない部分があるのかなという気は、私も思いますけれども、委員の皆様一言ずつでも、今までの御説明に対しまして、何か分からない部分ですとか、気になることとかですね、御意見いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

申し訳ありませんけれども、こちらの方から一言ずつで構いませんので、御意見をいただければと思います。お願いいたします。

○委員       少し前に、献立委員会に参加させていただきました。ここの保護者の意見聴取方法についての現行の体制の課題のところ、やはり栄養士さんとか皆さんが考えてくださった献立を聞きながら、本当に素人なのでありがたいなと思いながら見させていただいて、来月からこういう給食、子供たちに食べさせていただけるのだなというぐらいしか思えないので、何が悪いとか、何がいいとか分からないので、ただただ、ああいいな、おいしそうだなと言いながら見ることしかできなかったのも、それはそれでありがたいなというふうでさせていただいたのですけれど。

そのときに、私も保護者のお友達のお母さんから、給食でこういうことを思っているのを聞いていたので、それをその場で発言、皆さんの前では発言ができなくて、終わってから、ちょっと言わせていただいたことがあったので。

こういう場にせっかく来させていただいても、やっぱり同じことで、プロの方がしてくださったことということで、ハードルが高いなというのは思ったので、さっき直接関与する体制じゃなくても、間接的にそういうお母さん方の意見があったら、あったときにちょっと上に伝えていただいてもというぐらいでいいのかなと思いました。

○会長       ありがとうございました。

では、次の方、よろしく願いいたします。

○委員       給食の献立とかも、本当にプロの方が献立を考えてくださって、調理員さんが一生懸命作ってくださる給食を、子供たちが食べさせていただいているんですけど。本当にさっきの委員がおっしゃっていたように、プロの方たち、調理員さんや管理栄養士さんの方が考えてくださった献立に、やっぱり素人の保護者、何の知識もない保護者が意見をするのは、やっぱりすごいハードルが高いなというのは感じました。

直接じゃなくても、やっぱり間接的に学校給食展とかで、そういう場でアンケートを採ってくださったり、各学校に、それこそPTA役員がいると思いますのでそういう場に聞いていただけたらと思います。

というのもPTAの役員会で給食について審議するということは多分ほとんどないと思うのです。去年と今年とPTA役員をさせていただいてはいるのですが、一度も給食についての話というのが一度もないので、やっぱりそういう場面で保護者の代表が集まったときに、給食の話ができるという体制をつくってもらえれば、それを校長先生に伝えていただいて、上に持って行ってくださるような体制で、私はいいのではないかなというのは感じています。

○会長       ありがとうございました。

続きまして、何かありますでしょうか。

○委員       私の場合は、一保護者として、子供の意見をやっぱり聞いてしまう、大人に対して、子供が今日の給食はこれこれが少なかったとか。それで、みんなより体が大きいのに、ちょっとおかわりができない。また、女の子だったら、中学生の場合は、おかわりするのがはずかしいからということ、多々耳にすることがあります。

また、小学校と違って、中学生といたら量ですね。あと、好き嫌いも小学校だったらがまんして食べる。もう、先生に言われたから食べないといけないとかがあるのですけれども、中学校だったら食べないですよ。そうすると今日もこの一品は食べられないとか。朝に、献立のメニューを見て、今日は最悪だと言う子もおられます。

やはり、そんな中で、難しいと思うのですけれども、栄養のことを考えたりだとか、バランス、さっき言われた費用とか考えたりだとか、この中でみんな意見を出しながら、献立を作ってくれているのですけれども、私たちは一保護者ということで、子供の意見しか言えないので、うまいとかと言ってますけど難しい、これからの課題だなと思われまじ、また、好き嫌いのことに対しても、それは嫌いでも食べさすようにずっと指導をすることは本当にいいことなのか。その子はすごい給食時間が嫌になるだとか。それも結構、この先どういった形で話し合いをしたらいいのかなということが、まず大事なのかなと思います。

○会長       ありがとうございました。

続きまして、何か御意見ありますでしょうか。

○委員       昨年度は、させていただかなかったのですが、各学校のほうでも給食試食会をさせていただいておまして、その際に、ご参加いただいた保護者様の方から、貴重な御意見を伺うことができていたのですけれども、本当に御希望される内容が、多岐にわたっておりまして、本当に献立についての御意見をいただくこともたくさん

ありますし、組み合わせというのか、もっとデザートをつけてくれたら、子供は楽しんで学校へ行けるのに、というような御意見とか、割と地産地消とかそういうものを使うようにということについてとか、無農薬のものを使ったり、そういうものを使わなくて外国産のもので安いもので、レパートリーを増やして、給食の幅を広げてほしいというような御意見をいただいたり、本当にいろんな御意見をいただくので、それを一つずつの説明もその場ではさせていただくこともできないですし、いろんな御意見を伺っても、どうやって反映させていただいたらいいかなというふうに、いろいろ頭を悩ませながら聞かせていただいております。

○会長            ありがとうございました。

                  続いて、何か御意見ありますでしょうか。

○委員            昨年、私は献立委員会の担当で、1年間出席させてもらったのですけれど、保護者さんに献立についてどうですかとか、そういうふうな聞き方ではなくて、最後の最後に御感想をどうぞみたいな感じだったので、逆にあのときの保護者様には、意見を徴収していたのかと、逆に私は、今は何かそうだったのねというふうに思ったところです。

                  確かに、私も何回かの発言はしたのですが、たくさんの各学校からの担当の先生がいらっしゃる小中学校合わせた中で、この献立をこんなふうにしてほしいというふうにお父さん、お母さん方が発言なさることに難しいだろうなど。言ってちょうだいと言われても、私があの場合に親として参加していたら、言いたいことがあっても、多分言えないのかなと。だから、保護者の方に、やっぱり意見を聞くのだったら、聞きやすいそういう手だては、考えるべきだなというふうには思いました。

                  それと、柳内先生がお話されたように、学校で給食試食会をして、実際に食べていただいて、御意見をいただいたら、本当にいろんな意見が出てきますし、それは貴重な意見だと思うのですが、それをどう反映していくか、本当に難しいところだなと。100人いらっしゃったら、100人の意見が出てきます。全部の方を満足させることは難しい。では、どうするか。でも、保護者の方は、こんなふうに考えてらっしゃるのだなという声を聞くことはできるので、会議の場で発言してもらうよりは、1学期の給食について何か思うところがあったら何とかね、そういうふうなものを、手だてを考える、そこにPTAの役員会で、学校ごとに聞くとか、そういう発言を聞きやすい手だてを考えるべきかなというふうに思いました。

                  それで、出てきた意見に対して、可能な限り前向きには取り組むけれども、皆さんの全ての方を満足させることは、難しいかもしれませんみたいな話も必要かなと思います。

でも、私会計が公会計に変わったら、金額的なしがらみとか、いろんなことがちょっと削がれてきて、もしかしたら、今までできなかったことが、取り組めるかもしれないですし、私は何か今後に期待したいなと思ってお聞きしていました。

○会長       ありがとうございました。

副会長、よろしくお願いいたします。

○副会長     もう、ほとんど意見が出ているような気がするのですがけれども、確かに、献立委員会で発言をするというのは、非常にハードルが高いというのは、本当にそのとおりだと思います。

私自身も、発言するのに、やっぱりせつかく立てていただいていることを、覆えしたりだとかは、とても申し訳ないことだというふうに感じますので、そういう意味では、別のもっと言いやすいところというのは、必要なことなのかなと思います。P T Aの会議で意見をいただく、それはとてもいいことだと思います。ただ、アンケートとかになると、学校現場の負担がまた大きくなりますので、それは紙で配ってのアンケートではなくて、アンケートの採り方を、もうちょっと工夫するなりして、今だったらICTを活用するとかして、おうちでも入れられるようなアンケートとかも、そういうネット上で集約するとかというようなことで、集約していくというのは方法論ですけれども、ありかなというふうには考えます。

ただ、先ほどから出ているように、非常に多くの意見、また、子供さんの意見を反映したいのだけれども、ここまではするのかなというふうなこともあると思います。その辺のアンケートを採った後の集約であったり、取捨選択というのは非常に難しくなるかなと、これにすごく時間がかかるし、それを誰がするのかというところが、課題になってくるのかなと思います。

以上です。

○会長       ありがとうございました。皆様、御意見ありがとうございました。

学校給食会、献立委員会というところですかね、私はそこには参加させてもらったことはないのですが、なかなか皆様そこにも、いろいろとハードルが高いとか、御意見を言いたくても言えないという状況があるというようなこと、多数の方が、保護者の方もそうですし、校長先生のお立場からでもそのようなことがあるというようなことをお聞きしますと、やはり直接関与する体制というよりは、間接的な部分で、副会長の意見のように、いろんな問題点はあるかと思いますが、複数の意見、言いやすい場所というのですかね、そういうのがあるほうがいいのではないかなという御意見があります。無理に保護者の方が直接関与する体制というのを、構築する必要まではないのかなというふうに思いました。

そういった意味で、事務局に一部答申の案を作成いただきまして、そして、次回の審議会で答申案の決を採りたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、この方法で進めていただいでよろしければ、挙手にて賛同をお願いいたします。

(挙手多数)

○会長        ありがとうございました。

では、間接的な関与で保護者の意見聴取を行う体制を、構築することが好ましいという趣旨で、事務局に一部答申案を作成いただくようお願いいたします。

本日は、他に何か審議事項がございますでしょうか。この後の審議事項などについて、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局        御審議ありがとうございました。

本日、予定しておりました審議事項につきましては今までのもので終了となります。

皆様の御協力もありまして、非常に円滑に審議が進みましたので、次回の審議会から、少しスケジュールは変更させていただきますけれども、第2回の審議会から学校給食費の額の妥当性ということについて、御審議いただけるように資料の準備に着手させていただきますと思います。

この場を借りて、連絡事項といえますか、事務連絡になるのですが、本日の次第の下の方に次回以降の予定ということで、第2回については、大体9月から10月ぐらい、第3回については、12月から1月ぐらい、第4回については、2月から3月ぐらいにということで、コンスタントに開催時期を予定させていただいておりますが、残り3回で、額の妥当性について審議いただくような形になりますので、例えば、時期をもうちょっと集中させてほしいですとか、この時期はもう難しいとか、詰まっているとか、例えば、学校のカリキュラムが詰まっている場合は、何曜日は何学期に関しては、全然対応できないというようなこと等ありましたら、あらかじめおっしゃっていただければ、日程調整をするに当たって、その曜日といえますか、その状況は最初から避けて日程調整の要望を送らせていただきますので、特に時間も今回10時からの開会と、2時からの開会と、かなり制限がある中で、日にちを出していただいたので、かなり無理を言って日程を押さえていただいた節もあろうかと思いますが、この時間帯なら応えやすいとかというのがあれば、おっしゃっていただければと思います。

会長のカリキュラム的に、易しい曜日とかございますか。

○会長        私は、大学の時間割によって、少しスケジュールが変わる可能性がありまして、今の段階では細かい日程がはっきりしないところがあるのですが、少

なくとも複数の候補ですね挙げさせていただきますと、選択肢としては選びやすいのかなというふうに思います。今の段階では、このようなお答えで申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

**○事務局** 事務方の説明にはなってしまうのですが、一応、この会の主催というのが、会長が主催させていただくような形になります。また、会長とコミュニケーションを取らせていただきながら、9月から10月、もしかしたら、もう少し幅広にスケジュールを取らせていただいて、会長の都合がつく日ということで、また日程の調整の依頼をさせていただけたらと思いますので、また御協力いただければと思います。

日程がもしこの時間帯が難しいということがありましたら、この会が終わってからも結構ですので、あらかじめおっしゃっていただければ調整させていただきます。

それでは、2時間を御予定いただいております、30分程度早いのですがけれども、本日の審議会につきましては、これで閉会とさせていただければというふうに思います。閉会に当たって、会長から何か一言御挨拶をいただければと思います。よろしく願いします。

**○会長** 本日は、円滑な議事運営に御協力賜り、ありがとうございました。皆様の意見をお聞きして、私もそうですけれども、皆様いろいろ同じような意見を持っておられていたのかなというふうに、私は思いましたので、非常によい議論が交わせたのかなというふうに個人的に思っております。

今後も播磨町の教育行政とか、特に学校給食の分野になりますけれども、重要な審議がこれからも続くということですので、これから暑い日が続きますけれども夏ばてなどをせぬようお体に気をつけて、次回以降の審議会に備えていただきたいというふうに思います。

本日は、お忙しいところありがとうございました。またよろしく願いいたします。

(閉会 午後3時30分)